

宿毛市総合運動公園法面湧水対策調査・設計業務委託

特記仕様書

宿毛市都市建設課

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、宿毛市（以下「発注者」という。）が実施する「宿毛市総合運動公園法面湧水対策調査・設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

本業務は宿毛市総合運動公園防災広場南側法面で発生した湧水及び法面陥没の原因調査及び対策工法について調査・設計を行うことを目的とする。

第3条（管理技術者）

受注者が配置する管理技術者は、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

- ① 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）または応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 技術士法による第2次試験のうち①に該当しない建設部門の合格者で、地質調査に関し5年以上の実務経験を有する者。
- ③ 社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験において、専門部門を地質部門または土質および基礎部門に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者。

第4条（照査技術者）

受注者が配置する照査技術者は、受注者が配置する管理技術者は、以下のいずれかの要件を満たすものであること。ただし、照査技術者は管理技術者と同一のものが兼務することはできない。

- ① 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）または応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 技術士法による第2次試験のうち①に該当しない建設部門の合格者で、地質調査に関し5年以上の実務経験を有する者。
- ③ 社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験において、専門部門を地質部門または土質および基礎部門に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者。

第5条（作業経過の報告）

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と綿密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ事項について、受注者はその都度記録を取り、内容を整理したものを提出する。

第6条（疑義）

本仕様書において明示なき事項、及び疑義が生じた場合、発注者と受注者が協議のうえ、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第7条（貸与資料）

本業務にて貸与した関係書類は、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うものとする。なお、貸与資料について業務完了後、又は発注者の申出があった場合、速やかに返却しなければならない。

第8条（参考文献等の明示）

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その出典を明示すること。

第9条（成果品の検査・納品）

本業務の成果品については、管理技術者立ち合いの上、発注者の検査を受けるものとし、発注者の完了検査後、納品するものとする。

第10条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は流用してはならない。また、本業務遂行にあたり貸与した資料の複製物についても同様の扱いとする。

第11条（成果品の瑕疵）

受注者は、成果品の引き渡し後においても、当成果品について不備あるいは、瑕疵の指摘があった場合、速やかに無償にて訂正を行うものとする。

第12条（損害の賠償）

本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。なお、損害賠償などの責任はその損害の原因が受注者の責めに帰す場合は、受注者が負うものとする。

第2章 業務概要

第13条（業務概要）

本業務の概要は、下記のとおりとする。

【調査】

- (1) 地中レーダ探査
- (2) 管内カメラ調査
- (3) サウンディング試験
- (4) 機械ボーリング
- (5) 解析等調査
- (6) 地すべり調査
- (7) 比抵抗法2次元探査
- (8) 掘削・埋戻し

※地中レーダ探査・管内カメラ調査・サウンディング試験等により、湧水原因及び対策工法が検討できる場合は比抵抗法2次元探査を実施しない。

【設計】

- (1) 現地測量
- (2) 横断測量
- (3) 法面对策工設計

第3章 成果品

第14条（成果品）

本業務における成果品は以下の通りとする。なお、電子媒体によるデータについては、全てウイルス対策ソフトにて検収後、納品するものとする。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 成果図面（業務報告書に格納） 1式
- (3) 打合せ記録簿（業務報告書に格納） 1式
- (4) 上記（1）、（2）、（3）の電子データ 2部
- (5) その他「発注者」が必要とするもの 1式